

外交と世間でいわれておりますものに対処するに
おきましても、これはショックに対する対応策と
いうものとして考えてまいりますと間違いを起こさ
ずおそれがあると思いますので、根本はやっぱり
資源保有国との永続的な間柄をなんねんに築いて
まいるというところに基礎を置かなければならぬ
と考えてまいつたわけでござります。いろいろ特
使を派遣したり、そういう国々との間柄の関係を
調整いたしておりますゆえんのものも、資源を
確保したいという念願もありますけれども、根
本はやっぱりそういう国々との間の信頼関係を根
底に置いて築いていかなければならぬという趣旨
のものであると御理解を賜わりたいと思うのでござ
ります。

するが、おなじくして、外交の基盤となるとして、体制、信条のいかんにかかわらず、すべての国と友好関係を結ぶということを基本にいたしでござるわけでございまして、このことはなかなか言はうはやすく行なうはむずかしいのでござりますけれども、われわれは、わが国が平和国家としておるわけにございまして、これがまた、わが國の善意を各国に御理解をいただいて、われわれは畢竟なに気持ちであらゆる国との間に信頼と友好を、交流を続けてまいることを基本にして、たんねんにじみちに外交を開拓してまいりたいと心がけておるわけでございます。そういう点に足らないところがありとすれば、われわれの努力が足らないわけでござりますので、いろいろ御指摘をいただきまして、なお足らないところは補いながら展開してまいりたいと考えております。

○戸叶武君　日本の外交の今まで一番欠けていた点は、みずから主権性を確立した上において、多極化されたこのグローバルな時代における外交に対処しなければならないという基本的姿勢が要請されておったのにもかかわらず、日本の外交というものは、長い間アメリカの占領政策にかられてアメリカ一辺倒的な外交の体質から抜け切れないでいたことと、もう一つは、日本の外務省の伝統的な流れというものは、イギリス流の外交と

いうものが身にしみておって、陸軍のプロシア的な一つのシステムに呼応しながら、日本の外交はやはりモナーキーな国家であるイギリスと日本の国家体質は同じような錯覚の上に立つて、イギリス外交の伝統を模範とするようないい傾向が非常に強かつたのですが、私は最近における、たとえば田中内閣における一連のそこのな發言の発生というのは、これは田中さんの責任、大平さんの責任、中曾根さんの責任と一つ一つをきめつけるわけではありませんが、その根底にある日本の国家性格はいかなるものか、日本の外交はいかなる基本姿勢を持たなければならぬか、そういう明確な理念というものが統一されていない結果、思いつきの勇み足というものが出てくるのではないかと思うのです。

いたして、よきにつけあしきにつけ、私の責めに帰するものと考えております。現在、外務省を預かって見ておりますと、私自身、外務省の諸君がこの多難な局面に處して日夜懸命の努力を惜しまず、骨身を惜しますやつていただいていることに對して、ごうまつの不安も不満も私は持つております。しかし氣風が横溢してまいらなければならぬこともなく、むしろたいへん感謝をいたしておるわけでもござります。そして仰せのように、一人一人がモラルが確立いたしまして、職責を果たしていくべき氣風が横溢してまいらなければならぬことをございません。むしろたいへん感謝をいたしておるわけでもござります。そして仰せの通りでござります。私は、今日もまた将来來も、この職にある限り、そういう意味におきまして、外務省の士氣の鼓舞につとめて人事の公正正義を期してまいらなければならぬと考えております。

とが、私のワシントン記者会見事件なんかが起きた前後でございましたために、この事案が何か政治的な色彩を持ったかのような誤解を世間に与えたとすれば、これは私の不明のいたすところでございますが、趣旨はそういうものでなかつたということは御了承いただきたいと思います。

○戸叶武君 法眼事務次官が進退をあなたにおかげしていたということは、これはわかりますが、外務大臣が、いまのたるんでいる外務省のかまえをもつと引き締めて、人心を新たにするために法眼次官が責任をとらせられたという印象はぬぐることはできないのですが、しかば安川駐米大使は、世上においてあなたと安川第五郎氏との関係もあり、あるいはアメリカ政府に与える影響というのも考慮し、そういう形から安川氏に責任をとらせるわけにはいかぬから、法眼君が責任を……。それからいま外務大臣の地位といふものはきわめて重要な立場に、デリケートな立場に置かれているんで、田中さんがあなたに責任をとれというようなことはできないという要請もあつたというふうに世上は伝えておりますが、私はいろんなことをせんざくしようとするのではない。ただ、この際、もう覆水盆に返らずと思ひますが、政治的な責任を、事務官僚のトップをいく次官に負わせて責任をとらせるというやり方は、今後においても、それは責任を政治的な立場に置かれてない者に押しつけるという悪例を残すことになるので、今後はこういうことはできるだけ私はやはり慎んでもらわないと、日本の官僚の行き過ぎもいろいろあります、まじめな官僚の立場というものが私は非常な不安定などころに置かれると思うので……。

日本の官僚のシステムは、大体ナポレオンを破った後における破竹の勢いで台頭したプロシアを中心としたドイツ的な官僚システムを入れたので、どちらかといえばミリタリーなシステムで上から下へと、いま、事務次官が進退の一切を大臣にまかせたというような、こういう前時代的なシステムになつておつて、近代国家運営の上における

一番重要なファンクションナルなシステム、その頂点に立つ者の指導性と責任感というものが明確化されてない点と、もう一つはチームワークが十分とられていない。サッカーにおけるアソシエーションナルムーブメントと同じように、日本のサッカーの今までの弱さは、キックのほうは相当なものだが、パスボールが拙劣だ、国際社会に入つて試合をやった結果、最近においてはそのアソシエーションナルな運動という、サッカーにおけるポジションを守つて、そうしてそのファンクションを十分に尽くしていくというようなものが運動の中でも確立しているのに、スポーツのほうは国際的な試合において練磨されたが、日本の官僚システムは旧態依然として古風なミリタリーなシステムになつてゐる。

ともへたで、俗にいえば、おざなりにその日を過ぎて、早くエスカレーターの先のほうへ乗っていきたい。こういう習性があるがために、いままで日本に縁の太い外交官がない。スマートなカクテル・パーティーや、ダンス・パーティー、あるいは通訳外交には持つてこいの人がいるけれども、国難にあって、責任をもつてそこに挺身するという気概が、——イギリスの外交官なんか違います。そういうところがやはり秀才外交のひよわな、もやし外交になつてるので、私はこのもやし外交から脱皮させる絶好の機会だと思うので、それには私は、必要なときには遠慮なしに——今度は福田さんに遠慮しなくちやならない。どうも田中さんも大平さんも中曾根さんも大きな顔はできない。何でもいいから、締めつけられればそのとおり、ここはがまんしなくちやならないと思うからしないが、外交は予見を必要とし、先取りを必要とするときです。全部が萎縮したときでも、日本のような資源のない国、外国相手に外交を展開しなければならないというときに、自由にして潤達な、創意に満ちた外交が躍動しなければ萎縮するだけであります。

だ。いなかの消防ポンプみたいに、あっちこっち
火事が消えたときでもう間に合わないというよう
な走り方をやつていたのは、機動力を發揮する
ことはできないのじやないかと思うんですが、こ
の点はどうでしょうか。

○國務大臣(大平正芳君) 第一に、人が多いのが
少ないよりいいかというと、いい人が多ければいい
いんでござりますけれども、必ずしも人の多さを
もつてよしとしないと私は思います。また役所の
システムは戸田さんも御承知のことおり、まあペー
キンソンの法則じやございませんけれども、人
間が多くなると、その人間の世話をする人間がま
た要り、その人間を世話する人間がまた要るとい
うような絶対消耗的な性格を持つておりますて、
私は役所はできるだけ簡素な仕組みがいいと思いま
す。ただ、ほかの省がこれじや多過ぎるとかなん
とかいふ私はコメントする立場にはございません
んけれども、外務省は確かに御指摘のように、職
前に比べても少ないし、各省に比べても少ない。
また諸外国の、いま参考資料で差し上げてあります
すように、国々に比べましても圧倒的に少ないわ
けでございます。したがつて、御指摘のように、
これは総体的にどうも少ないじやないかという御
判断は私も同様に判断を寺つもりでござります。

はよどたる音質局、じかのじよ おとづれさま 長江源、 おとづれさま

なかなか困難でござりますけれども、これまた御理解をいただきまして、一般の増率よりは相当高目の増率を認めていただいておるので、私といましましては、今日の状況におきまして一応各方面の御理解に対し感謝をいたしております。そして、この総体的に少ないとも言える中で外務省のように非常に外交が多極化され、また外交事務が諸君よくやつていただいていることにむしる感謝をいたしておる次第でございます。今後は仰せの年々歳々複雑になり、多岐になり、分量もふえているわけでござりますので、その責任にこたえて申しますと、上から申しましても、漸進的に機構、予算等の充実を鋭意はかつてまいりたいと考えております。しかし、冒頭に申しましたように、それにいたしましても、できるだけ有為な人材を充てて御期待にこたえなければならぬと思っております。

○口叶武君 外務省から提出してもらつた諸外国との比較においても、アメリカやイギリスは日本の四倍以上の定員を持つております。フランスやイタリアも二倍以上であります。西ドイツやカナダよりも日本はるかに低いわけです。こういう間に合うんじやなくて、全体、網が大網になつていて、目がこまかく張られていないから、この情報返しているのは、やはり大平さんが不徳——弁明で起きたできごとにについて機動力を持つて対処することもできないし、そういう点において私は日本外交には非常に弱点があるのじやないか。

それから外交官、私は去年の十月から十一月にかけて五回目の世界一周をやりましたが、至るところにおいて、たとえばジエトロの人なんかは、どちらかといえば一匹オオカミで、少数精銳、外務省の人たちは違った動きをしているが、なかなかいろいろな面と接觸しているから幅広くものを見る習慣がついている。それから同じ大使館なり領事館に置かれるような場合でも、他省から来た人は、それぞれの専門分野を中心としてい

持つて、その国の国情を正確に把握している、あるいは人々との交際をしているというが、外務省の出先の人たちは忙しくて忙しくて、ほんとうに、大体本人よりも、外交官の奥さんになるものじやないといつてこぼすのが大部分だと思うんでが、それと同時に子供のめんどうなんか見られない。学校は日本でやる。二重三重の生活をやると、いろいろな形で、非常に表面ははなやかだけれども、身邊多事で落ち着かないやはり生活をやらせられているという点があるんじやないか。これにはやはり日本の外交というものを、もっと私はその国々に接近し、接触して情報なり見通しなりを見失わないだけの体制がないと、この間東南アジア五ヵ国を歩いて田中さん大恥をかいた。田中さんは不徳と言えばそれまでだが、やっぱりこれは情報の面において、外務省情報というものが、よく言えば甘い、悪く言えばうかつな面があつたんじゃないか。戦時中だからものにならない、誤解されただけれども、私の朝日新聞の先輩であつた緒方竹虎さんと共同通信、時事通信の先輩であつた古野猪之助氏とが、大使館にやはりもつと情報報係の人を置かないといふ——それはスペイというような意味ぢやない、的確にこの民間人の感覚をもつて、お役人の感覚でなくして、十分な柔軟な触覚をもつて接触しないと情報キャッチができるといふ点で提案したが、当時戦争中のことで誤解を受けてこれはつぶれたのですが、やはり外務省は情報専門家を置くことをこの機会に考慮してしかるべきです。外務省の定員だけで十分なあればできることできるような機関なり何なりといふものも設ける必要があるんじやないか。この機会にそういうことを模索しているかどうか、大平さんにお聞きしたいと思います。

だと思ひうるでござります。その点につきまして、外務省の情報機能はりっぱに閑然するところなく動いておるとは決して考へていいのであります。その点につきまして、仰せのとおり情報の収集、解明、判断私は、現在の中央、現地を通しまして、外務省の情報機能はりっぱに閑然するところなく動いておるのような方向でさらに努力をいたさなければならぬないと考へております。また、せつかく集めた情報が時を移さず中枢のほうに伝達される通信網の整備ということもあわせて考へなければならぬわけでございまして、そういう点につきましては予算面で特に御配慮をいただいておるわけでござります。両々相ましまして、仰せのとおり、この情報の収集、解明ということにつきましては層々そういう努力を傾けなければならない。現状は決して満足すべきものでないとも考へております。

これは私だけでなく、ある著名な大学の総長が、やはり外国を歩いて、中近東に行つたら、外交官の人たちがフリーな形で話し合うときには、どうもこちらへ左遷されてまいりましたねとうう、このくさつてしまうような形というものは、やはり私はうまいことは言つてゐるけれども、そのむずかしい難局に当たつてはいる人たちが感激をしてやれるような体制を上がつてないからじやないかと思ひますが、大平さんは私の不徳のせいだなんという逃げ口上をしないで、あなたが捨て身でやらないと、いつまでたつても日本の外交に目玉が入らない、へそも入らないと思うのです。へそと目玉ぐらいいれなければこれはお化けになつてしまふから、特にアジア局に次長を設けるという形において、中心の心棒が一人だけじゃ、とてもこの忙しさに目を回すという意味で、局長にかわり得る人をそこに配置するんだと思いますが、この点はどうにお考えですか。

るものだとと思うのであります。で、いま現にありますするアジア局、任務が重過ぎるわけでござりますので、これを二つにすればもっと充実した仕事ができるんじやないかという考え方もありますけれども、対アジア外交を統一的に把握して実施するほうが私としては望ましいのではないかということでおざいますので、今度御提案申し上げておるよう、いまあるアジア局を少し充実した形にさしていただきたいというのがわれわれの願いでござります。

○戸叶武君 外務大臣は少し充実したと言うが、少しころからちよっぴり、ほんのかすかに——充実とは言えないと思います。これは私は、大平さんがアジアに出発してアジアに返るという名文句のもとに、日本の外交の重点はアジアにあるんだと言っているが、ことばだけが空転しているだけであって、実際はそうやってないのが今日の外務省の姿勢だと思います。私は、日本なくしてアジアの進歩なく、中国を除いてアジア問題の解決なしという信念のもとに戦後外交問題と取組んできたのでありますが、アジアにおける日本の役割りというものは、日本いろいろな失敗はしたけれども、間違いもおかしかれども、この百年間ににおける近代国家として成長をしたことに対しても、問題は、私たちの外交の主体性を確立するにあたって日本の国的位置づけを考えなければならないのですが、問題は、日本は教育と政治だといわれるような、教育の場と政治の場を荒廃させさえしなければ、日本の国は資源が少ないからといって何も驚くことはない。その一番大切なところを忘れているのが今日のダン

アカーポリスであつて、やはり私たちは民族のエネルギーの源泉を枯渇させ、自然を破壊し、人間の心を荒廃させ、そして排気ガスだけを、土煙だけをもつてこの国を破壊していく、このことをやはり反省しないと――。

きのうも私はノルウェーの友人が十五年ぶりでたずねてきました。あのノーベル賞の作家を亡命させるためにノルウェーの文化人は、どれだけソ連のメンツを傷つけないで、そして安全に脱出させることを考えています。ソ連の中でも国家体制を質的転換するのには非常に骨が折れるようだが、現にブレジネフのむすこさんですらもこのことに対する同情をもつて当たっているというぐらいに、窮屈な体制の中においても新しい自由を求める流れといふものは、むしろ一見窮屈に見えているような、われわれから見ると困ったものだと見えていたようなソ連や中国の中からでも芽ばえが出ているのに、日本においてはそういうところがない。一番大切な教育の場の荒廃と政治の場の荒廃、権力と金に弱くて、そしてマンモス以上の猛獸が生きをとがらかせて名譽と利権を追っている、こんなふざまなどにかく国家体制はだれがつくったのか。日本のやはり政治家と日本のエリートと称せられる官僚とが冷酷非常の国家体制をつくり上げた。これをやはり外交の面からでも私は転換しないと、教育の面からでも直していかないとえらいことになると思う。

大体、日本の国は、大平大臣も御承知のように、私はいつもイギリスと日本のこと――イギリスは大西洋のヨーロッパ寄りの島国だし、日本は太平洋のまん中のアジア寄りの島国ですが、島国という点において四通発達で強みを持つ。イギリスのように鉄や石炭はない。けれども、日本の国はイギリスと違つて気候が温暖である。豊葦原の瑞穂の国といつて、いまの冷酷非情な政治がお百姓をいじめなければ五穀豊穣の天地である。こういう食糧をやれば恵まれるような国で食糧はつくらせない、そして自然は破壊していく、逆なことをやっている。やはりいま一番大切なのは、私

は資源確保の問題と同時に食糧自給の体制といいうのははくすらないでいくこと、これは日本だけでなく、アジアの貧困を直すために日本が貢献しなければならない、日本が先進国としての自分たちのやり経験を基礎として、教育、文化の普及なり、あるいは手工業から織維工業なり――。いまだ田中内閣なり歴代内閣がやっているような大企業と結託して鉄工場をつくる、製鉄所をつくる、石油精製所をつくるというような形において金をもうけ、よその国の要求とは合致しないで、強引に一部の者と組んでまかり通るというやり方が、私はタイやインドネシアにおける抵抗になるのじやないかと思いますが、これは私の私見じやいけないが、大平さん、その点には考えが及んでないでしようか。経済援助、経済協力の実態を、私たちはどういう点において反省しなければならないかということを、少し具体的に私はあなたから承っておきます。

○國務大臣(大平正芳君) 南北問題が問われかけてから久しうございますけれども、年々歳々南北の格差が拡大しているという悲しい現実がわれわれの前にあるわけでございます。手近な石油を

とつてみましても、過去二十年間、われわれはきわめて安定した価格で原油を確保することが商業的手段でできたわけでございますが、その上でわれわれの経渋がたいへんな異常な発展を記録することができたわけございまして、これはやはり北の格差が拡大しているという悲しい現実がわれわれの前にあるわけでございます。

外交の面からでも私は転換しないと、教育の面からでも直していないとえらいことになると思う。

大体、日本の国は、大平大臣も御承知のよう

に、私はいつもイギリスと日本のこと――イギ

リスは大西洋のヨーロッパ寄りの島国だし、日本

は太平洋のまん中のアジア寄りの島国ですが、島

国といふ点において四通発達で強みを持つ。イギ

リスのように鉄や石炭はない。けれども、日本の

国はイギリスと違つて気候が温暖である。豊葦原

の瑞穂の国といつて、いまの冷酷非情な政治がお

百姓をいじめなければ五穀豊穣の天地である。こ

ういう食糧をやれば恵まれるような国で食糧はつ

くらせない、そして自然は破壊していく、逆なこ

とをやっている。やはりいま一番大切なのは、私

は、資源確保の問題と同時に食糧自給の体制といいうのははくすらないでいくこと、これは日本だけでなく、アジアの貧困を直すために日本が貢献しなければならない、日本が先進国としての自分たちのやり経験を基礎として、教育、文化の普及なり、あるいは手工業から織維工業なり――。いまだ田中内閣なり歴代内閣がやっているような大企業と結託して鉄工場をつくる、製鉄所をつくる、石油精製所をつくるというような形において金をもうけ、よその国の要求とは合致しないで、強引に一部の者と組んでまかり通るというやり方が、私はタイやインドネシアにおける抵抗になるのじやないかと思いますが、これは私の私見じやいけないが、大平さん、その点には考えが及んでないでしようか。経済援助、経済協力の実態を、私たちはどういう点において反省しなければならないかということを、少し具体的に私はあなたから承っておきます。

○國務大臣(大平正芳君) 南北問題が問われかけてから久しうございますけれども、年々歳々南北の格差が拡大しているという悲しい現実がわれわれの前にあるわけでございます。手近な石油を

とつてみましても、過去二十年間、われわれはき

わめて安定した価格で原油を確保することが商業

的手段でできたわけでございますが、その上でわ

れわれの経渋がたいへんな異常な発展を記録する

ことができたわけございまして、これはやはり北

の格差が拡大しているという悲しい現実がわれ

われの前にあるわけでございます。

外交の面からでも私は転換しないと、教育の面からでも直していないとえらいことになると思う。

大体、日本の国は、大平大臣も御承知のよう

に、私はいつもイギリスと日本のこと――イギ

リスは大西洋のヨーロッパ寄りの島国だし、日本

は太平洋のまん中のアジア寄りの島国ですが、島

国といふ点において四通発達で強みを持つ。イギ

リスのように鉄や石炭はない。けれども、日本の

国はイギリスと違つて気候が温暖である。豊葦原

の瑞穂の国といつて、いまの冷酷非情な政治がお

百姓をいじめなければ五穀豊穣の天地である。こ

ういう食糧をやれば恵まれるような国で食糧はつ

くらせない、そして自然は破壊していく、逆なこ

とをやっている。やはりいま一番大切なのは、私

は、資源確保の問題と同時に食糧自給の体制といいうのははくすらないでいくこと、これは日本だけでなく、アジアの貧困を直すために日本が貢献しなければならない、日本が先進国としての自分たちのやり経験を基礎として、教育、文化の普及なり、あるいは手工業から織維工業なり――。いまだ田中内閣なり歴代内閣がやっているような大企業と結託して鉄工場をつくる、製鉄所をつくる、石油精製所をつくるというような形において金をもうけ、よその国の要求とは合致しないで、強引に一部の者と組んでまかり通るというやり方が、私はタイやインドネシアにおける抵抗になるのじやないかと思いますが、これは私の私見じやいけないが、大平さん、その点には考えが及んでないでしようか。経済援助、経済協力の実態を、私たちはどういう点において反省しなければならないかということを、少し具体的に私はあなたから承っておきます。

○國務大臣(大平正芳君) 南北問題が問われかけてから久しうございますけれども、年々歳々南北の格差が拡大しているという悲しい現実がわれわれの前にあるわけでございます。手近な石油を

とつてみましても、過去二十年間、われわれはき

わめて安定した価格で原油を確保することが商業

的手段でできたわけでございますが、その上でわ

れわれの経渋がたいへんな異常な発展を記録する

ことができたわけございまして、これはやはり北

の格差が拡大しているという悲しい現実がわれ

われの前にあるわけでございます。

外交の面からでも私は転換しないと、教育の面からでも直していないとえらいことになると思う。

大体、日本の国は、大平大臣も御承知のよう

に、私はいつもイギリスと日本のこと――イギ

リスは大西洋のヨーロッパ寄りの島国だし、日本

は太平洋のまん中のアジア寄りの島国ですが、島

国といふ点において四通発達で強みを持つ。イギ

リスのように鉄や石炭はない。けれども、日本の

国はイギリスと違つて気候が温暖である。豊葦原

の瑞穂の国といつて、いまの冷酷非情な政治がお

百姓をいじめなければ五穀豊穣の天地である。こ

ういう食糧をやれば恵まれるような国で食糧はつ

くらせない、そして自然は破壊していく、逆なこ

とをやっている。やはりいま一番大切なのは、私

は、資源確保の問題と同時に食糧自給の体制とい

うのははくすらないでいくこと、これは日本だけ

でなく、アジアの貧困を直すために日本が貢献し

なければならぬ、日本が先進国としての自分た

ちのやり経験を基礎として、教育、文化の普及

なり、あるいは手工業から織維工業なり――。い

まだ田中内閣なり歴代内閣がやっているような大企

業と結託して鉄工場をつくる、製鉄所をつくる、

石油精製所をつくるというような形において金

をもうけ、よその国の要求とは合致しないで、強

引に一部の者と組んでまかり通るというやり方

が、私はタイやインドネシアにおける抵抗になるのじやないかと思いますが、これは私の私見じやいけないが、大平さん、その点には考えが及んでないでしようか。経済援助、経済協力の実態を、

私たちはどういう点において反省しなければならないかということを、少し具体的に私はあなたから承っておきます。

○國務大臣(大平正芳君) 南北問題が問われかけてからしつこくございまして、専門的な問題が全

てござります。専門的な問題が全

てござります。専門的な問題が全</

かりますまい」といふほど、ふかしきなひとつの大タノオロチになつてゐるのですが、各省間における、各担当者の間におけるこの調整、話し合い、責任分担、そういうようなことは一応はできているんでしようが、うまくいっていますか、大平さん。なんだん各省のセクショナリズムで外務省が切り取られてしまったような感じで、古色蒼然として外務省が骨がらみになつているような感じすら与えられる面があるんですが、どうですか、孤影しよつ然ですか。何かこれは経済の問題はおれのほうのなわ張りだ、おれがやるんだという形で、どこにこの中心があるのか。実際どこに目がつき、どこに鼻がついているか、あるにはあるけれども、とにかくこれが全体の統一がつづいていないような感じがするんですが、それはあなたのことだから適当にやつてあるんだと思いますが、どういうふうにやつてありますか。今度の事業団の統合の問題でも、なかなか苦心をして——その一半の苦労のことはわかりましたから、あとでそれは承りますが、どういふうにしてやならなくちやならないか、きめ手はないにしても、あなたたちが苦惱し、横素している面を一言承りたいと思います。経済外交というくらいじや、なかなか実績があがらないのじやないかと思うんですが、そこに何か私はぼろも出てくるんじやないかと思いますが、あまり長い時間がありませんから、むしろこれは大臣よりは御巫經濟協力局長なり、あるいは大蔵省の藤岡国際金融局次長なり、その辺からひとつお答え願いたいと思います。

が、これら。それからそれぞれのプロジェクトに
関係のある省というものが常時協議いたしており
まして、その協議して得ました結論をもつて外務
省が相手国と折衝して、相手国と合意が得られま
したならば、外交上の様式を踏んで協定をつくつ
ていくという、協定と申しますか交換公文をつ
くっていくというふうな仕組みになつておりま
す。

技術協力につきましては、今度の国際協力事業
団のこととは別といたしまして、従来海外技術協力
事業団といふものがございまして、これが政府資
金によります技術協力を一手にやつてまいりまし
て、これを外務省が監督してまいりましたので、
たとえば農業の分野であるとか、その他特別な分
野に、それぞれの分野につきましては関係の各省
と御協議申し上げて、その上で外務省から技術協
力事業団に指令をして技術協力を実行させるとい
うふうな仕組みになつております。そういったた
めで、そういう協議をいろいろとしなければならな
いということで時間がかかるということはあるとい
はあるかもしませんが、必ずしも無統制、無統
一というようなことではなく実施してまいってき
ておるつもりでございます。

○戸叶武君　通産省の森山經濟協力部長、どうで
すか。
○説明員(森山信吾君)　經濟協力のメカニズムにつきましては、先ほど外務省及び大蔵省から御指摘があつたとおりでございまして、通産省も通商經濟上の觀点から、その一環といったしまして經濟協力の業務を推進いたしておるわけでございますが、そのほかに一点申し上げておきたいことは、先ほど戸叶先生から御指摘のございました、日本の民間企業の進出が相手国におきまして摩擦を生ずるという現象は、残念ながら各地で間々見られることでござりますので、通産省におきましては、海外貿易開発協会という財團法人を結成いたしまして、日本の企業が經濟的に成功する反面、社会的にも成功をおさめていただきたいということで、関連の周辺インフラに対しましてソフトなローンをするという制度を始めておったわけでござります。これが相手国企業あるいは相手国の地域住民におきましても、かなり好感を持って受け入れられたところでございます。この制度はぜひ経済協力の一環といたしまして、今後も続けさせていただきたいということをございまして、ただ、財團法人組織でござりますと、必ずしも資金面あるいはその構造につきまして、十分な対応のできかねるという問題もございますので、今回新たに創設が予定されております國際協力事業団の一環にこれを取り込みまして、新たなる觀点からこの事業を推進させていただきたい、かようにも存じておるわけでござります。

に、特に技術協力を中心といたしまして私どもは協力をいたしているわけでございます。協力の段階につきましては、政府ベースの援助のほかに、民間ベースにつきましても、私どもは技術等の協力の御要請があれば政府ベースとは別に技術協力をいたしております。

御指摘のインドネシアの南スマトラ・ランボン州におきます三井物産と現地法人でありますコスゴローとの合併会社であるミツゴローの事業の実績でございますけれども、これは大体メートルの生産と、その収買並びに輸出等を目的といたします法人でございます。で、この法人の目標としましては、大体四千ヘクタール程度の直営工場を持ちまして、年間生産量としまして約三万トンのメートルを生産する、さらに周辺の農場から十万吨程度のメートルを収買をし、これを輸出その他に充てるという計画になつておるわけでございます。四十四年に投融資の許可が出来まして、さらに会社が設立され、事業は開始されているわけでござりますが、現在までに大体二千ヘクタール余りの直営農場が実際稼働いたしております。実績を申し上げますと、生産量としまして大体現状では約四千トン余り、それから周辺の農場からの収買量が約三千トン、それから輸出量が約五千トン程度の実績を示しております。今後さらに先ほど申し上げました計画に沿つて事業は伸展をする、こういうふうに考えておるわけでございます。

○戸叶武君 田中總理大臣が身をもつてタイなりインドネシアで学生集団の激しい抗議を受けたので、先ほど若干の弁解もありましたが、一つは、学生集団の新しい目ざめというものは、自国における政治腐敗とまつこらぶつかつていけないから、敵は本廟にありで、これを政治腐敗の根源は日本の經濟進出にあり、日本の帝国主義の復活だという形において田中さんによつかった面も確かににあると思いますが、このことを私は軽視してはいけないと思うのであります。

ちょうど一九一七年に、ロシア革命が起きたあの年に、中国の周恩来氏は二十でございました。

日本にあこがれて留学したのです。一年半滞在しました。私は、ちょうど一九六〇年安保闘争のさなかに、安保条約阻止国民会議の訪中代表团の団長として北京に行きましたが、田中さんがつくり上げた日中国交正常化の基本となるような共同声明をつくり上げましたが、中国の考え方と若干調整しなければならない点もありましたので、十一月三日人民大会堂で午後八時の調印式を、朝の二時までがんばって合意を得たのですが、そのとき人民大会堂で周恩来さんが、私と廖承志氏と三人で印刷ができるまで待ちながら話したとき、あのときわれわれは日本にあこがれて行つたのだ、ところが日本は、二十一ヵ条によつて、第一次戦争のどさくさにイギリスやドイツがやつたような形において祖国中国の分割を企てた、帝国主義的侵略である。これに対してわれわれは抵抗を行つた。

そして来たらんとするベルサイユ會議に呼応して、中国における民族的自覺の先頭切つて留学生が東京やパリで騒ぎ出した。警視庁の彈圧によつて、ちょうど西神田の蓬萊軒で会合したときだと思います。検挙されたり、ぶたれたりして屈辱を受けて、そうして泣く泣く祖国へみんな集団的に帰つた。そして周恩来は天津、また湖南の毛沢東は図書館の雇いをしながら北京に、こういう連中が起こしたのが五・四運動で、あれから五十年の間に中国革命のにない手はその五・四運動の中から発生したと言つてもいいようなことなんですね。

今度のインドネシアの学生の集団的な抵抗、政治家も軍隊も、國の中枢にいる者がみな腐敗してしまつてどうにもならぬから、われわれが民族の憂いを代表して抵抗しようというところに、タイでもインドネシアの学生運動でもあの弾圧の中をくぐつてだから、日本のかつこうのいい、あるいはニヒリスチックな抵抗運動と違つて、民族的な目ざめの先頭に立つて戦つているという印象を、やつてゐるようだが、新しい祖国の近代化のに

ない手にならうといふ青年たちに、ほんとうに魂を与えているであろうか、あたたかい気持ちで満足しているであろうか、私はこの留学生の支配復活を、経済セクションナリズム——これは文部省だ、あれはこっちだ、経済関係の協力の問題もばらばらだが、留学生の取り扱いもヤマタノオロチです。みんな役所のセクションナリズムで、そうして中心がない。こんな形で、ほんとうに日本に学び、日本人を尊敬し、日本人と親しみ、そうして帰っていくであろうか。中国の留学生、朝鮮の留学生は情りをもつて——もちろんそれが新しい祖国の復活の原動力になったということにおいては、皮肉にも日本が養成機関であるからそれはそれでいいとして、それと同じような結果を生んだらどうか。

イギリスにおける留学生に対する配慮というものは、各家庭において、たとえば、たいしたごち

のでいろいろにしたり、あるいはゆらゆら白道する人がいろいろあるけれども、もつと国際的な話し合いのできる場をつくっていく。現役から離れると収入はないけれども、そういうものにやっぱり経済的援助なり何なりして、やはり私は人間を育てる教育技術の場をつくり上げてもらわないと困るのじやないか。

それと同時に、私はデンマークに行きました。コペンハーゲンの東海大学の文化センターが意外な効果をあげているのも、そこに茶室をつくり、やっぱり役所仕事でなくして、窮屈でなくて、そして自然な形で人々を迎える態勢をつくっているからである。ソ連圏の模範生であるブルガリアのソフィアに行ったら、日本の教育に学びたいといふと、古い体制の人たちはあの教育勅語だ、そんなばかげた錯覚じゃないのだ。近代化に行く過程の日本の努力を新しい意義づけにおいて学びたいというのだが、イデオロギーの違う、国家体制の違う国においても、後進性のある発展途上国のブルガリアやトルコにおいても盛んであります。そういうものを受けとめて、日本でいまさら教会をつくり、大学をつくり——なかなか骨折れると思うけれども、やはり外務省は外務省の中に有能な人もいるし、非常な秀才な人の集りでもあるし、またそういうことに非常に関心を持っている者もあるのだから、どういう形でもいいが、この機会に私は教育文化センターみたいなものを一つつくつういう形においてもつくつて、そういう活動の中からさことに人材をつくるというのでなければ、お役所仕事だけで、エスカレーターに乗ってデパートを見物していくというやり方では、私はほんとうの外交官をつくれないんじゃないのか。これは今度の特に——私はもう時間がありませんから結論にしますが、やはり日本憲法を十分理解した上で、われわれは武力によつて、暴力革命によって変革を企てようとするのではない。激動変革の時代にわれわれは軍国主義の復活を阻止し、そして平和憲法にのつとつて、われわれは日本本の持つてゐるものと世界の人々に貢献するの

くものはいただきたいが、幾らでも役に立つことは役に立ちたいのだと、大平さんは先ほど言いましたが、それをもつと具体的に実践してもらいたいので、よその国に行って要らぬことを言って、イランの王国と日本の王制は同じだ——ばかり。だががいつたってそんな非近代的な、国家性格を誤解させるような發言は、國の大臣がやつてはいけない。大臣あたりでは、中曾根君あたりは未熟者だからまあいいとして、それを吉國君あたりが、一部の憲法学者がこう言つているなんて参考意見で助け船を出すと、いきなり田中さんが、無教養のいたずところか知らぬが、それにつぶりついて、日本は王制だと、こういう憲法解釈の問題においても一国の総理大臣の言動というものは軽率であつてはいけない。ほんとうを言えば、あそこから引きずりおろして、日本憲法を理解しないこの大ばかものめ、ぐらいのことを言つてやつても、懲罰になつてもそのほうが薦になるので、私の先輩田中正造が生きていれば、中曾根、田中、何を言うか、といって必ず私は罵声を浴びせて引きずりおろしたと思う。

て、牢屋から出たとき彼は痛憤して、バイブルを読んで、日本の国だけでなく世界は軍備を全部なくさなければだめだ、陸海空を廢棄しなければだめだ、それでなければ道義的な国家というものはつくれないという、反戦反軍備のいまの憲法のような發言を予言者ヨハネのような声でもって叫び上げたのですが、私はいま日本において、いかげんなごまかしで、なしくすしにおいて憲法をくずしてみたり、政治責任を持てない形において責任をとらせないよう民族統合の象徴としたのは、聖德太子の十七条憲法以来の政治を執行する天皇でも殺された人はすいぶんいる。イギリスでもチャーチル一世は断頭台に上げられた。フランスでも、ロシアでも。そういうことのないようには平和憲法はつくり上げられているのに、明治憲法の弱点を知らないで、自衛隊を復活するのには、天皇制を復活して統帥権を置かないとまずいといつて、カイゼルに指導せられて伊藤博文という学のない政治家が、世界の大勢を知らない政治家がつくり上げた明治憲法への思慕を依然として残している。こういうような体制は許しがたい。これは私は今後ににおける国会において、物価の問題だけではなく、現象面だけで戦うのでなくて、日本の国民が武力でなくて、ほんとうにわれわれは教育の力、経済的な運用、技術協力、マクロをもつて世界の人々に当たつていくのだということを、特にまだ通産大臣ぐらいはしかたがないとして、外務大臣なり一国の総理大臣たる資格を持つ者は、あなたもそろそろ資格も持つのですが、やはりそういうことを堅持しないと今度のような、もう幾ら失敗をやったかわかりやしない、軽率では済まないことになるから、もし政治的な利用と思われるような印象のもとにおいて、天皇がアメリカに行つて方のことで起ききたときに、だれが一体責任を持つのか、そういう責任の所在も明らかでなくて、私の不徳のいたすところでは済まぬ。こういうふうに憲法における解釈と運用の問題がきわめてデリケートな段階において、こういうものに触れる

○宮崎正義君 大臣、私はすわったままで質問いたしますので、どうかそのまま御答弁願えれば ちようど時間ですから集約してくださいといふことですので、これをもって私は結ぶ次第でござります。

いま、戸叶委員のほうから、歴史的な面から、あるいは憲法上の面から、また外交姿勢のあり方について、るとお話を質問等で、御意見等を交えてお話をございました。これは私も同感でございますし、国際友好親善を促進するための基本的な考え方をどこに置くのか。こういうふうに、これは現在の日本外交の面から考えましても、だれでもがそういうふうに考へていると私は思うわけであります。と同時に、先ほど来大臣がおっしゃったように、永続的平和に対して最大の努力をしていくのだと、そうして切り文句的に申し上げていいへん失礼でございますけれども、大臣のおっしゃったことの真意といふものをとらえて私はいま申し上げておるわけですが、信頼と友好、これを中心にしてじみちな外交を進めていくのだというお話をございましたし、アジアに入つてアジアに返るといふような話を御答弁の中にございました。信頼と友好をもつてじみちに外交を続けていきたいといふ、その信頼と友好ということに対して、はたして今日までそういう姿勢で来たかどうかということを私は心配するものでございます。

と申し上げるのは、昨年の八月の八日に発生した金大中事件の誘拐事件等に見られる日本の今日にわたる軟弱外交と私は言いたいと思うのですが、この問題につきましても、外交的な決着的な、自主的な部分はまだこうであるというふうに、もとらえていられないと私は見て、います。さらに、昨年の十月十日に田中総理が訪ソいたしましたときの共同声明文が、北洋安全操業問題などについて

て重要な部分が欠落した問題、四十一カ所ある。こういったような問題。また同じ十月の第四次中東戦争によって起こされた石油危機問題、これに対する中近東の外交姿勢のあり方、これらについても問題点がいまだに残されている。さらには総理が東南アジア諸国を歴訪した際に見られた予想外の抗日、一月十五日のインドネシアあるいはタイで起った反日学生デモを招いたあの日本外交といいますか、アジアに対する考え方の甘さ、こういった見通しの暗さ。またさらには天皇御訪米の時期をめぐる安川駐米大使の錯覚発言に伴うと思われる二月十九日の法眼外務次官の唐突とも言える更迭事件。これらを考えてみましても、いま申し上げました中にもありましたけど、田中首相が昨秋訪ソの際に、日ソ共同声明の北洋安全操業などの重要な部分の欠落したそのことの責任問題等が尾を引いたものと見られているということも言えると思うのですが、こうした一連の失敗外交を、外務省の締め直しをするとも言われたこの突然の唐突とも言える人事更迭ということにならぬところですが、むしろこの責任は総理や外務大臣にあるんじゃないのか、これが国民の思っていることじやなかろうかと、こういうように私は思うわけです。

も対ソ外交も対西欧外交も対東南アジア外交も、乏しいながらやつぱり積極的に進めていかなければならぬと心得て、総理にも御出馬いただき、外務省全員が険しい局面の外交にさよさしていったわけです。その道程におきまして、いま宮崎委員から御指摘のように、世間から御指摘を受けておる数々の問題が出てきたわけでござります。これは、もとより御指摘を待つまでもなく、外交を預かっておる國務大臣である私の責任でございまして、事務当局の責任などという性質のものではないと思っておるわけでございます。これからさらには険しい事態に対処していくわけなければならないわけでござりますので、私は私の責任におきまして、外務省の諸君、今まで一生懸命にやつてくれておりますけれども、なお一そなたがを縮めて、モラルを確立してやっていただきたいとおる趣旨で当たつていかなければならぬと考えておるわけでございます。そういう意味合いで、仕事の上におきましても、人事の上におきましても、私の責任で処置いたしてまいりましたし、今後も処置してまいる所存でございます。乏しい人間の集まりでございますから、間々間違いが起きたり、手抜かりが起こり得ないという保証はございませんけれども、そういうことのないようになります。分戒めてかかる決意で当たつてまいる所存でございます。

拡充をやり、また人的配置をどのようにつくり上げようとも、この一点がまず何よりも大事なことだと思うわけです。したがいまして、いまの大臣の御答弁が、外務省の今後の一貫した姿勢として十分に、二度とこういうふうな結果をつけないような行き方を考えるべきであり、大臣みずから責任であるという御答弁がありましたように、責任をとっていくという、そこまで踏み切ついてはいけば私はならないんじやないかと思います。そして新たな日本の外交姿勢というものを確立をしていかなければ、眞の日本外交というものは立ちられないんじやないか、こう思うわけなんですよ。重ねてそのことのお考えをお聞きまして、次に

えていきまして、前回、これは四十七年度でしたか、国際交流基金法というものが施行されまして、これらの点からも国際友好を促進するための法律もできておりますので、この点の中からでも、問題点もずいぶんいろいろあると思うのです。いずれにしましても、いまの外交問題の中に商社の利害関係というものが相当諸外国の中に大きく影響性をもたらしてきてるということは、今日の物価問題等でも明らかでございますが、いずれにしましても、いま申し上げました国際交流基金法の一つを取り上げてみましても、問題点を幾つかあげて、そしてお伺いをしてみたいと思います。

○宮崎正義君 そこで、経済界から、民間から出資させたいというふうに言っておられます。が、今日の状態はどんなですか。どの程度の出資額をされているか。

○國務大臣(大平正芳君) ただいままで民間出資金というののはたいてん少のうございまして、六百十万元でござります。しかし、別途交流基金に對して寄付金収入というのがございまして、昭和四十七年度は七千九百六十万五千円、それから四十八年度、つまり四十九年二月現在、今日まで四億五千百四四万円、合わせて五億三千六十四万五千円、これが寄付金として交流基金が民間から受け入れております。

○説明員（鯨井鉄一君） その数字は現在持つておません。○宮崎正義君 なぜこういうことを聞くかといふと、資料をひとつ委員長、お願いしたいと思ひます。そしてこれはまた別な角度で質問してみたいたいと思いますので。

きょうは、いまお話しのありました東南アジア十八兆三千二百億ですね、十八兆三千二百億の商社の貿易高があり、これの利潤というものがどういうふうになつているのか、それもわかりますか。

○國務大臣(大平正芳君) 仰せのとおりでござります。
まして、まず私自身が戒めてからなければならぬわけでございますし、かりそめにも責任を回避してはならないわけでござりますし、私の責任を事務当局に転嫁するというようなことがみじんもあつてはならないことは、仰せのとおりでございまして、そういう御趣旨、私全く同感でございます。そして、御趣旨のラインに沿いまして事に当たつてまいりましたつもりでござります。

まず最初に、いまの福田大蔵大臣が外務大臣時代に、ジャパンファンドの一億円の基金としたいと、経済界から出資するようにしたいと、こうも言われたと私は記憶しているんですが、こういう前外務大臣であつた福田現大蔵大臣がおっしゃったその考え方というものと、大平外務大臣との考え方はどうなんでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) いま宮崎先生、あの一億円は一億ドルの間違いじやございませんか。

福田さんの構想を私は受けまして、そのライン

○宮崎正義君 そこで、通産省の方が見えて、今までお伺いをしたいのですが、商社の産業別連合会の寄付金の点ですね。どなたですか。この寄付金の産業別連合会の、いま大臣から御答弁がありました四十八年度四億五千百四万円という、この内訳もさりながら、商社がどの程度の貿易取引額を持つっているか。アジア方面あるいは中南米方面等で、詳細に貿易取引額、そういうものをひとつお答え願いたいと思います。

ますと、外務大臣ね、この商社、民間側に出资をさせる、一億ドルの目標をきめて。そしてやつていきたいんだというお考えですね。そのお考まであるその中から、その立場から考へて、商社に出资させていくという強い外務省の考え方というものをわからしていかなければいけないんじやないでしようか。いまちょっとお伺いしただけでも、東南アジアで十八兆三千二百億からの貿易取引額があるわけなんですね。これは収支決算等を見なきやわかりませんけれども、この取引額の大きさ

○宮崎正義君　いま私が取り上げました個々の車両の件のことにつきましては、また後日委員会で取り上げることができますと思いますので、この法律案にかかわります、関係のある質問をしていただきたいと思いますが、外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明にもありますように、対

に沿いまして、交流基金の整備と充実にいたしません。かく努力をいたしておりますのでございまして、福田さんと私の間に考え方の相違は全然ございません。

す貿易業態統計の昭和四十七年度の数字で申し上げますと、商社の取り扱い高につきましては、全世界合計で七十二兆三千八百億円。で、これを地域別に申しますと、東南アジアが十八兆三千三百億円、中近東二兆七千九百億円、西ヨーロッパ九兆三千億円、北アメリカ二十三兆八百億円、中南

から見ていいましても、当然もう少し強い立場で、しかも私から言わせれば、言い過ぎかもわからませんけれども、商社は外務省の、早く言えば大使館とか総領事館とか、そういう政府の出先機関を利用してもうけさせてもらっているんじやないかとも一面は言えると思うんです、いろんな面

中国関係を安定的な基礎の上に発展せしめる。とともに、その他のアジア諸国に対する経済協力等の広範囲な分野において積極的な対アジア外交を進める背景として、アジア局に次長一人を置き、局长を、補佐し局務を整理するためと言われて、いますが、この組織のことにつきましては、先ほど質問等がございましたので私は重複を避けまして、この局をつくるといいましても、何といつて

ところが、現在の状態はどういうふうになつてあるか、現在の基金の資金というものがどんなふうになつてあるか、御説明願いたいと思います。**○國務大臣(大平正芳君)** 現在百五十億円政府が出資いたしておりまして、来年度百億円これにプラスしていくだけ計画で進めております。そうしてさらに残余の五十億円は再来年度に期待しておると。で、政府出資だけで三百億円、あなたの言

米四兆九千二百億円、アフリカ六兆三千百億円、
大洋州二兆七千七百億円、共産圏四兆八千五百億円、
円。以上でございます。
○宮崎正義君 わが国のこれは世界の合計の分で
しょう。日本の出でている分ですね。
○説明員(鯨井鉄一君) 日本の輸出でございま
す。
次に、輸入を申し上げますと、トータルで五十

から考えまして。そうなれば、もっと積極的に基
金を取っていくということだつて、この考え方方は
あると思うんですがね。それがまたいいほうに使
われなきや何にもなりません。そこで、この法律案
に基づくところの外交的な経済的な発展とい
か、経済的な援助といいますか、そういうふうな
ものも加味していくんじやないかと思うんです
がね、どうなんでしょうか。

も人間関係の誠意といいますか、先ほど大臣の言われた信頼と友好という、そういう面の上から考

われる一億ドルは調達いたしたいということで進めております。

七兆二百億円、うわ……。

○國務大臣(大平正芳君) まあ、商社、総合商社といふのは、世界的に申しますと、日本に非常に

特有の企業体でございまして、これはこれなりの大きな役割りを果たしておると思います。それで、おそらく年間数十億円の利益は大商社はあげておると思いますが、商社の立場から見ると、そのうち地方税、国税等の姿で半分以上はまあ税金を納めるわけでござりますので、本来まあ文化外交というのは政府がやる仕事であつて、われわれはちゃんと税金の姿で納めておるという言い分が一つあると 思います。

それから第三に、しかし、交流基金として民間が自発的に拠出をいただくということはわれわれも期待いたしておるわけでござりますし、これには免税特権を与えてござりますので、それだけ利益から控除されて、あと課税されるということになるわけござりますから、そういう道も開かれています。宮崎さんおつしやるよう、そういう方面に自発的な拠金をお願いしたいというのがわれわれの立場で、その立場は変わらないわけでございます。しかし、この商社といえども一つの企業でございまして、得するものもあれば損することもあるし、全く拠金をするというのも自発的なことでござりますから、こっちから強要するわけにもまいらないわけでございまして、精一ぱい P.R.いたしまして御理解を求めていただきたいと考えております。先ほど御答弁申し上げましたように、出資金、寄付金収入というのが、まあこの程度にとどまつておるということは、たいへん当初の期待から申しますと、まさに乏しいわけでございまして、なお一そそう P.R.につとめまして、充実をはかつてまいりたいと考えております。一応、一億ドル目標というのは政府資金で用意するつもりでござりますけれども、われわれといたしましては、それは第一段の目標でございまして、文化外交を欧米各国並みに展開してまいりますのにはとてもこういう金額ではいけませんので、将来、政府からはもとよりございますけれども、民間からももとと大口の出資なし寄付金を期待しなければならぬと考えております。

○宮崎正義君　自民党的先生のほうにも、大臣のほうにも、相当の政治献金等があるような面も論議をさんざんされているわけです。そういうふうな面から考えますと、大体この考え方を方向転換をしていかなきやいけないんじゃないかと私は思うから申し上げているわけで、まず、いまお話をありましたように、私も申し上げましたように、企業ですから損得はあるであります。しかしながら、経理がタイに行つたときでも同じであります。ですが、結局東南アジア諸国民を無視したエコノミックアニマル的な行動、それらのようなことを思想というものをたらしてきてるというこの面なんかも論議をされてきてるわけであります。こういった形をさせないように、そしてしかもこの運用していく当基金の寄付金は免税について、この法律の中にも明確になっておりますし、こういったところに、少しでも基金のほうに基金をもたらしていくという考え方というものがほんとの考え方だと思うんです。ですから、政治献金というような問題点が取り上げられ、云々されてるという点、こういう点から考えていくましても、どうなんですか、お考えは。

○國務大臣(大平正芳君)　いま申し上げましたように、もつともと民間に期待したいと考えておられますし、これはわれわれのほうのP-Rの努力が必要なわけでございまして、一そこの趣旨を申し上げて御理解を得て、民間からの拠金をもつと大幅に仰ぐよう努力いたしたいと考えます。

○宮崎正義君　一億ドルが目標である、それでもまだ少ないという御答弁もございましたけれども、確かにそうだと思います。しかし、現在のこの資金の運用については、非常に先進国のはうに多く支出されて、後進国のはうにはその支出額が少ない、このように思うわけです。こういう点からも、アメリカのほうに基金が相当出ておりな

がら、さらに、かつなお出しているという面から、国が後進国のように、どのような後進国に対する基金を支出してやるか、こういう点が非常に間違つた行き方のよう私は思えてならないのです。がね。こういう点はどうなんでしょうか。

○國務大臣(大平正芳君) 総理がアメリカに参りましたときに、確かに御指摘のように一千万ドルまでの日本語あるいは日本研究基金としてこれまで貢献された十大学を選定いたしました。百万ドルずつの基金を寄付いたしましたことは事実でござります。で、過去百年間ずっと日本はアメリカからいろいろな形で援助してもらつたわけでございまして、アメリカに対して今回措置をとつたことは、いわば反対給付としてはまだ私はすいぶん足らないとさえ思つておるんでございまして、その点は御理解いただけていると思いますが、交流基金の使途についてのお尋ねでございますが、本年度で交流基金の使途は、御指摘のアジアについて四六%、アメリカについて二〇%という振り分けになつております。特にアメリカに重点を置いているわけではなくませんで、仰せのよう、アジアの各大学で日本研究に従事しておるところに対しまして、通常予算の中から拠出をいたして、これを支援するという体制をとっております。

○宮崎正義君 私が申し上げてることは、アジアには四六%とおっしゃいますけれども、アメリカの今までの支出している面から、いろんな面からこう考えてみまして、経済大国の先進国のほうにはかなり厚く出ているわけです。後進国の方には少ないんですね。だから、アメリカに一千万ドル出す考え方を、後進国の方に出していくような考え方を持たなきやいけないんじやないかと、こう言つていいわけんですよ。かりにアーリカへ行った場合とか、あるいは中東方面へ行った場合、アジアの方面へ行った場合に、思つて、米国へ行つたら米国でいかつかうして、一千万ドル出そう、それは少ないので、それは確かに

〇國務大臣(大平正芳君) それはおっしゃることも理解できますが、アメリカの十大学に一千万ドル出したというのは、これらの大学の日本研究あるいは日本語研究というものの財政的な問題が、ごたぶんに漏れず各大学とも非常な財政難におちつておりまして、そういうものを続けてまいることがたいへん危ぶまれてまいりましたということも配慮いたしまして、これを基金として与えることによつて、そういう体制を過去ずっと続けてきたものが途中で挫折しないようにしていただこうという趣旨も含めてやつたものでござります。いま新しく白紙に絵をかく場合には、宮崎先生おっしゃるよう、金持の国、先進国あるいは開発途上国、むしろ開発途上国にこそ力点を置いてやるべきじゃないかという点につきましては、私もあなたと同感でございまして、そういうライン、そういう方向でやはり考えていくべきじゃないかと、せつかく文化交流基金を使うという場合におきまして、そういう配慮は私はぜひ必要だと思ひます。

〇宮崎正義君 大学ばかりじゃないんでござります。御存じのように、それこそ國際文化交流の、大学だけに充てられた金じゃないわけです。そういうふうな面が大きくなっているということであつて、ですから、相手国によつてはみな違うと思います。大学のないところもあるでしょうし、また大学があるがらも続けていくことができないができるか、そういうことも危ぶまれるところもあるありますように、それはみな違うと思います。ですから、これは大学だけに出していくのじやないだといふこと、文化交流の中に出しているものの中に考え方というものをきめていかなければいけないのじやないか、基本的な考え方をしていかなければいけないのじやないかと――

ことを言つているわけです。だから、先進国よりも後進国のほうに考え方を重点にもつていつたらいいんじやないかと、こう私は申し上げておるわけです。それは御理解できますですね。

そこで、わが国の、先ほど御答弁がございましてよう二百五十億円ですか、今年度百億ふやしで、それに補助金を七億三千五百万ですか、それらが加味されて基金となつていくわけでありま

は、これからは実のある文化外交というのが、ほんとうのもう外交として一番気をつけてやいかぬ部面でないかとわれわれも考えまして、まあ福田さんがこういう基金を考えつかれたということも、そういう趣旨と思います。それでわれわれもこのラインでもっとと充実させていくて、先進国並みにはなるべく早く追いつきたいものと考えております。

臣、金を出しているのですね。国際友好親善をはかるために。それからさらには、今度は文部省が独自で日本語の普及のあれをやっている。で、その窓口が一ぱいあるわけですよ。ですから、諸外国に対する窓口が幾つもあるわけですね。ですから、これらも、この法律ができる前でもやはり窗口が多くて事務的処理が非常にめんどくさかつたということもありますし、また現地の人から受

国への支出の中にやはり日本研究の援助、日本語の普及というものが入つてゐるわけです。文部省にも入つてゐるわけですよ。こういつたような出し方といふやうなものなんかなー外務省が一本でやつてると、外にはやつてるとおっしゃいますけれども、そのやはり考え方を、セクショナリズムのような考え方方を捨ててしまつて、だんだんと「元化していくほうがいいんじゃないでしょうか。今回

Digitized by srujanika@gmail.com

す。あと民間の寄付金によつてできるわけで、が、そこで、じや各国の、欧米諸国との文化交流に対する予算とわが国との比較、それをちなみに私資料のほうで見てみますのですが、これは邦貨換算になつておりますが、米国では百六十三億一千

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

四百万円、これは一九七三年の七月から一九七四年六月の要求額、英國が百五十三億九千四百万円、フランスが五百九十億三千九百萬円、ドイツが三百七十九億八千三百万円、イタリアが九十四億四千四百万円、日本がいま申し上げましたように、この補助金を入れて二十四億円でございますね。各国との財政規模、これはアメリカ、英國は別として、わが国との財政規模という面から見て、大臣、どんなふうにお考えになりますか。わが国の国際交流基金百億円を除いているんでしょう。除いておりますけれども、この運用できる問題の面から考えてみて、どうお考えになつておりますか。

○宮崎正義君 いま大臣から御答弁ございました中に、どういう面をとらえてこの予算を立てていて、それをわからぬとおっしゃられましたですね。私もそれはわかりませんけれども、このいま申し上げた出所は外務省の文化事業部の資料として出しているわけです。したがいまして、とらえた面といふのは、この外務省文化事業部がとらえているんで、ですから、この諸外国の問題を、どこをとらえたかというようなことはわかつてないと思うのですがね。

○説明員(堀新助君) 私、文化事業部長でござりますので、御説明させていただきます。

國務大臣（大平正芳君）　各国の軍事費の比較の場合でも、宮崎先生御承知のように、各国の予算の立て方が違いますから、一がいにフラットに出した金額だけで多い少ないの比較ができるようになります。文化予算もどういう根拠でどういう数字を拾つていまあげられたような金額を出したか、これ、よく吟味しないといけないと私は思います。しかし、それにしても、日本が文化外交に使つておる予算が希薄であるということは、もう御指摘の通りだと思います。それで日本も今まで政治外交とか経済とかいうような外交に力点が置かれ、文化外交というものは等閑に付しておったときらいが確かににあるわけございまして、ほんとどう

いま大臣が申しました趣旨は、お手元の資料で
各国の文化交流事業予算として全体をまとめてある
のでございます。ところが、わが国におきましては、
先ほどから申されております数字は国際交流基金の
予算でございまして、これ以外にわが国では文化
活動をやっておるものが多くございます。政府におきましても、文化庁の予算はその先ほどから申されました数字には含まれておりませんので、そういう点で予算の立て方が違うであろうと
いう趣旨でござりますので、御了解いただきたいと存じます。

算要求の段階におきましても、また予算の執行の段階におきましても、きわめて密接に協力しておられますので、目的が多元にわたるというようなことはないと存じます。また、窓口といたしましては外務省が対外的には一本となつておるわけでございまして、たとえば、あのモナリザが近く参るわけでございますが、これのフランス側との折衝はすべて外務省がやる。ただし、これは国内において行なう展覧会でございますので、その予算は文部省で取つていただくと、そういうふうにやつておるわけでござります。

○宮崎正義君 それはわからないわけじゃないんですよ。しかし、国際交流基金の設立から見た各

そういうもの、これはそれぞれの大きなぼくはメリットがあると思いますが、この点も民衆レベルといいますか、国民レベルのほうに文化交流をしていくような、特定な姿からそういう国民的な交流のレベルにもう変えていかなければならぬんじゃないかなと思います。いまモナリザの件が出来ましたから、将来の考え方について大臣伺っておきたいと思います。どうでしょうか。

○國務大臣(大平正芳君) あなたの言われるごと、私もよく理解できるわけでございますけれども、私は日本人みんながそれぞれりっぱな国際人としての日本人になつていただき、国際的感覚を十分身につけ、国際的マナーを十分身につけてい

段階におきましても、きわめて密接に協力しておられますので、目的が多元にわたるというようなことはないと存じます。また、窓口といたしましては外務省が対外的には一本となつておるわけでございまして、たとえば、あのモナリザが近く参るわけでございますが、これのフランス側との折衝はすべて外務省がやる。ただし、これは国内において行なう展覧会でございますので、その予算は文部省で取つていただくと、そういうふうにやつておるわけでござります。

「そういうもの、これはそれぞれの大きなばくはメリットがあると思いますが、この点も民衆レベルといいますか、国民レベルのほうに文化交流をしていくような、特定な姿からそういう国民的な交流のレベルにもう変えていかなければならんんじゃないかなと思ふんです。いまモナリザの件が出来ましたから、将来の考え方について大臣伺っておきたいと思います。どうでしよう。

○國務大臣(大平正芳君)　あなたの言われるごと、私もよく理解できるわけでございますけれども、私は日本人みんながそれそれりっぱな国際人としての日本人となっていただき、国際的感覚を

ただくことが一番望ましいと思うんでございまして。したがって、文部省におかれても国際的な関心も持たれ、国際的なポリシーも持たれてやられることはそれ自体けつこうだと思はんでございますが、文化事業部長も言われましたように、そういうものが外に向かってばらばらで対処するということになりますと困りますので、その点につきましては、外務省でひとつ調整させていただいて乱雑にならぬよういたすべきではないかと考えております。交流基金に全部ファンドをまとめて、そこで一元化するというのも一つの方法でござりますけれども、必ずしもそうならなくとも、別な機関でやられておりまして、われわれのほうで十分調整することによって秩序を保つて、くというように現在いたしておるわけでございますが、そういう方法によつても目的は達せられるわけだし、またそれなりのメリットはあるようと思はれてございまして、これは考え方といたしまして、確かに二つの考え方があり得るわけだと思いますが、いずれを選択するかということになりますと、現在先生がおっしゃるように必ずしもなつてないわけございますが、先生のおっしゃる意味の、外に對して無秩序にならぬようないう歯どめは、外務省がちゃんと処置していくべきものと私は思います。

○宮崎正義君 時間がございませんから、しぼつて質問をいたしますが、この国際交流基金へ文化事業の予算が大部分こう移つていて関係で、現地の大使館とか領事館とか、予算上の問題で、この文化交流、広報宣伝、そういうもので非常に予算が少なくて困つてゐるところ、こういう声をすいぶん私は聞いてまいりましたけれども、人員、定員の不足といいますか、定員の問題につきましては、在外公館別の実員数といふこの数字をいただいて、資料をもらつておりますが、この資料の員数ではたしていいのか悪いのかということです。それからさらには、昭和十四年度以降の定員の増減の経過表といふものも見ております。先ほども質問の中に、昭和十三年と

今日はとの差額の人数なんかの御答弁ございましたけれども、考えてみれば、国連の発足当時は五十カ国くらいでしたですか、現在では百三十五カ国であります。こういったような関係になつて、急激に大使館あるいは総領事館、領事館とか、あるいは政府代表部等の建物等も急激に用意しなきやならない。といふことでも、この問題はうんと言わされました。どういふた員もよやしていかなきやならない。とうてい現在の定員数では間に合わないということでも聞いております。私どもが中南米に行きましたときでも、この問題はうんと言わされました。どうにもならない。公邸を買つても、日本の体面を保つてある程度までの備品も仕器もほしいんだけれども、それらしいから、自分たちの持つている物でこの什器、備品をかるうじて備えているとか、あるいはボーグ、ある大使館では二名、女中が一名、これでは掃除するのも、お客様が来られた場合でもどうにもならない。こういったような声もありますし、ペルーあたりの問題でも、こいつことが非常に問題として取り上げられておりました。

それから年間の文化広報関係の予算というものは三百五十ドルというのです。三百五十ドル、年間予算が、日本を紹介するためのテレビのフィルムを制作して、一本——まあ本国から送られるものがありますけれども、制作してその宣伝する費用だつてね、これじやどうにもならない。ほんとうの意味の日本の紹介といふものはできつこないとい、こういう点も一つも改良されてないんだといふようなことを言っておられました。こういう面から考えまして、今度アジア局に次長一名増員するとかいふことが言いますけれども、私は国際交流基金の問題点から取り上げてみて、その一部分の大学の助成のほうに多くお金が出ていく面を、もう少し全体的な立場の上から考えていて、どうあるべきかということが、次長をよやしていく一つのや

○委員長(寺本広作君) 「速記中止」

○委員長(寺本広作君) 速記を起こしてください。

○宮崎正義君 先ほど、世界の商社の取り扱い高です、七十二兆三千八百億、これに対する場所と、それから取引額の、商社と、それから額と、この三年間くらいでけつこうですから、資料を出していただきたいと思います。この次の機会に研究していきたいと思いますから。

○委員長(寺本広作君) 通産省当局に申し上げます。

宮崎委員から要請のありました貿易に関する資料は、委員会として要請いたしますので、次回御提出をいただきたいと思います。

一年間の広報宣伝をやれなんて、そんなような調子のことは、ほんとうの意味の、先ほど大臣がおっしゃった国際交流の友善関係とか、あるいは信頼関係とか信用関係とか、そういうようなものをどうやって現地の職員が果たしていけるのかと、こういう点なんかもどうお考へになつておられますね、お伺いしておきたいと思うのです。

○國務大臣(大平正芳君) 今までの外交が、先ほど申し上げましたように、政治外交、經濟外交偏重になつております。文化外交を等閑に付しておつたことは仰せのとおりだと思うのでございまます。われわれといったしまして、ほんとうの意味の魂の触れ合う外交といふことから申しまして、また政治外交、經濟外交をほんとうに生かす基礎をつかう外交といつてしましても、文化外交といふ点については、いまのような姿ではとてもいけないと考へておるのであります。仰せのようないうラインに沿いまして、一そな努力をしてまいりたいと思います。

また、限られた予算でござりますけれども、その配分等につきましては十分配慮して、役に立たないような予算の配分になつておる個所がかりにありますれば、それは十分是正しなければいけないと考へて十分注意いたしたいと思います。

○委員長(寺本広作君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(寺本広作君) 「速記中止」

○委員長(寺本広作君) 速記を起こしてください。

○宮崎正義君 先ほど、世界の商社の取り扱い高ですね、七十二兆三千八百億、これに対する場所と、それから取引額の、商社と、それから額と、この三年間くらいでけつこうですから、資料を出

野議長と一緒に約三週間ばかり回りまして、その間、大使館並びに領事館あるいは民間商社の方々とで多くの交渉を持つて、いろいろ意見を聞いてまいりましたんで、本来ならいろんなことを聞きたいのですけれども、二、三点にしほつてお聞きをしておきたいと思います。

その一つは、先ほど大臣もわが党の戸田委員の質問に、外務省の人間が足りないということはあなたもお認めになつておられるんだが、私どもも外國へ行つてみまして、実際大使館の職員、あれだけでどれだけの仕事ができるんだろうかという疑問を持ちます。たとえて言えば、スペインの大使館は大使以下七名だと、一体七名でどれだけスペインの事情がわかつて、そして分析をされるんだろうか、私ども疑問に思つておるんですね。そこへ日本からもたくさんおいでになる。商社の方々も行く、旅行者もおる。そういう世話を等もやつたら、一体大使館の本来の仕事はどうだけができるんだろうかというふうに私ども疑問を持ちます。そういう意味で、現地の大使館あるいは総領事館、領事館といふのはきわめて私は貧弱でないかと思うんです。これについてやつぱり大臣からお聞きをしたい。

それからもう一つは、その国の習慣がすいぶん違う。私は、まあスペインが特殊な事情だったものですからよく聞いてまいりましたが、簡単に言えば、あそこの公務員の勤務時間は朝九時半から午後一時半まで、そして午後は三時間休んで、四時半から六時半まで勤務で、あとは勤務がない。土曜日、日曜日はもちろん休みである。そして昼間の昼食時間が二時間で、夜のめしの時間が二時間だと、こういう慣習のところに日本流で勤務せつたつてできるわけでもない。そういうこと等もかみ合せて私は考えますと、現地の大使館とか総領事館とか領事館の体制というのがほんとうになつてらぬじやないだらうかと、少し極端な言

い方をすれば、そういう意味で、総体的には定員の問題と関連をしますけれども、一体大臣は現地の機関のこういう強化というものについてどう考えられるか。

それからあわせて、下級の三等書記官とかあるのは理事官とか、こういう方々から私どもに主として意見がありましたのは、ほとんど、一たん赴任するという、いま三年に一ぺんぐらいになっている所であります。本国に帰郷もできな

い、こういう実情にあるようですね。したがつて、やはり外國勤務をやるわけありますから、そうしようつちゅう帰れないにいたしましても、もう少しそういう面の配慮があつて私はいいのでは

ないか。

それから日本と違つて、外国の場合にはほとんどの自分の家へ呼んで交流をするという。上級職については多少食糧費なり交際費があるかもしれません。しかし、下級職については、外務公務員としての手当は幾らかもしれぬけれども、そういうものについてはほとんど見られていない。こういう実情からいくと、私はほんとうの情勢をつかむのはそういう諸君ではないかと思う。そういう意味で言うと、私は外國に勤務される大使館員等の扱いといふものをもう少しあんどうを見る必要があるんじゃないかと思うんだが、まず、その点お聞きをしておきたいと思う。

○國務大臣(大平正芳君) 一つは定員の問題、一つは待遇の問題のお尋ねでございます。

わが国は九十三の大使館を持ち、四十一の総領事館を持つておるわけでござりますけれども、仰述のように、配置した人員が非常に菲薄でございまして、どれだけ実のある仕事ができるかと申しますと、私も同じ憂いを持つておるわけでございます。

定員の問題につきましては、先ほど戸叶さんからの御質問にお答え申し上げましたように、総定員法に縛られておるわけでございまして、その中で可能な限りつとめておるわけでございまし

て、四十九年度の予算案におきましては百名の増員をお認めいたいたわけでございます。現地雇い等によりまして若干の補充はいたしておりますけれども、もっともっと充実した活動を期待いたしますには、現在の体制は仰せのようにまことに不完全なものであることは十分承知いたしております。それでございまして、その充実に向かつて一そ

う精力的に努力しなければならぬと考えております。それから第二の待遇の点でございますが、この点につきましては、ちょうどいま多少予算と制度にかかわってまいりますので、官房長から説明させたいと思いますが、現地の慣習とマッチさせなければいかぬという点、あるいは休暇制度、帰郷制度、そういうものを考慮するという御指摘で、確かに問題点であると承知いたしておりますが、現在どうい考えでどのようにやっておるかといふ実情につきまして、官房長からひとつ御説明をさせていただきます。

○政府委員(鹿取泰衛君) 在外公館につとめます館員の手当の改善につきましては、四十九年度の予算と、それに伴います法律の改正をいまお願いしているわけでござりますけれども、二点、簡単に申しますとございまして、一つは、委員の先生も御承知のとおり、国際的に為替相場がいま急激に変動しております。また世界的なインフレでございます。そういう急激な変化に迅速に対処するために、従来、在勤手当をすべて法律で定めておりましたので、これをやや弾力的に運用できるようになしたいと考えまして、在勤基本手当につきましては法律で基準額を定める、定額でなくて基準額を定めるということにいたしました。その上下二五%の範囲内で政令で支給額を設定するということにいたないと考えておるわけでございま

す。

それから実態的な額の増加につきましては、四十九年度の予算でお願いいたしておりますのを平均いたしますと、すべて取りませまして約一〇%という感じの要求をいたしております。それから――きょう大臣おりませんから、文部省と外務省が共管のようでもありますから、両方から開きたいんですが、時間がありませんから、この程度でこの問題はやめますが、最近は特に一般旅行者が多くなつて、大使館だとあるいは領事館の職員に対するいろんなことが持ち込まれてくる。それを処理するだけでもたいへんだというふとを私も聞いてまいりました。あわせまして、各商社がたいへんな人を派遣をしていろんな買付等をやっているわけです。ところが、大使館あるいは領事館には専門官が少ないといふんですね。ですから、一人の人間でいろんなことをやる。とてもいまのような世の中ではできるものでないといふんですね。とりわけ開発途上国の場合なんかは、アフリカへ行つてみると、一人で南へ飛んだり東へ飛んだりしていろんなことをやつて、できるものではないといふ。もう少し専門官というのも派遣をしてもらいたいという意見もありました。したがつて、きょうは詰めることはできませんが、これは私ども現地で見てきた目でありますから、ひとつ要望として大臣に申し上げておきたいと思うんです。

それからもう一つ、現地でいろいろ私ども要望されました中に、海外に勤務する――もちろん在外公館の公務員もそうであります。民間から行つてゐる商社員等の子弟の教育の問題がたいへん私どもに要望されました。スペインのラスバルマスでも今度日本人学校ができました。あるいは香港でも、あるいは南アフリカ共和国のプレトリアでも、いろんな懇談をやりました際に異口同音に出てまいりますのが海外勤務者の子弟の教育なんですね。

これは時間がありませんから私のほうから具体的に聞きますが、一体、海外勤務者の子弟の特に義務教育であります。これは国が責任を持ってやるんですか。あるいは、そこにいる邦人に自主的にやらせて、ただ国はそれに対し多少補助を行なつておるというふうでございまして、

するというやり方をとつておるのか。まず、この海外勤務者の子弟の教育について、基本的な考え方をお聞きをしておきたい。これは文部大臣とそれから――きょう大臣おりませんから、文部省と外務省が共管のようでもありますから、両方から聞いておきたいと思います。

○説明員(鶴崎巧君) まず、第一点の義務教育の問題でござりますけれども、日本で義務教育といわれておりますのは、日本の国内法によりまして、日本の国内における日本人に対する教育を国は義務教育として無償でやつておるわけでございます。御指摘の海外の子女の問題につきましては、これはきわめて法的な言ひ方をいたしますと、日本政府とかかわりのないという問題ではございませんが、現実の問題としまして、これらの子女が日本で教育を受け、海外に参りまして再び日本に帰つてきます場合、いろんな教育上の障害があるということです。そのため、昭和三十年代の初めころだと思いますが、ごく一部の地域に、現地の日本人の発意によりましてそういう学校ができるまして、それが一つの母体という先例になります。順次各地に学校ができるいつた。特に昭和四十年代に入りましてから激しくふえた。四十一年までは五つしかございませんでした学校が、現在四十近くになつておるわけでござります。

海外子女の教育に対する国の方針は、こういうふうな歴史的な経緯と、それからやはり国が先生を送つてやる、あるいは校舎の借料も払うというような実質的な援助がない限り、やはり現地の日本人の方々の負担は相当大きくなるということから、昭和三十年代の中ころから、すでにそういう学校に対します援助を始めておるわけでござります。

したがいまして、現状は、これらの学校は現地の日本人が運営するというたままでつくられましたような、先生、校舎、教材等につきましては、ただ国は、これに対しまして、いま申し上げましたような、先生、校舎、教材等につきましては、

す。いわば官民相協力してやるというのが現在の海外子女教育の現状でございます。

○政府委員(清水成之君) ただいまの点でござりますが、外務省の領事部長からお答えのあったところでございますが、私どもいたしましても同様の考え方でございまして、御案内のとおり、国内におきます義務教育というものを実現するにつきましては、憲法、教育基本法とあるわけでございますが、具体的には、学校教育法によりまして、保護者に就学義務を課すとともに、市町村に小中学校の設置義務を課しまして、それに對して国が助成をし、義務教育を実現をしておる、こういう体制でございますが、いまお話をございましたように、外国のことでございまして、直ちにこれらの方々でございますので、義務教育の法令が適用になるかどうか、こういう点につきましては問題がございます。しかし、日本人の子弟であり、日本人としての教育をし、かつまた戻つてこられる方々でございますので、義務教育の趣旨にのっとりまして、できるだけのことを進めてまいりておるところでございますが、なお日が浅くして非常に御不満の点等あるわけでございますが、外務省とともに、これの充実にただいま努力をしておるという段階でございます。

○山崎昇君 私、ちょっといまの答弁、ふに落ちない。日本国内にいようが、これは國の要請に基づいて外国に勤務するんでしょ。私は民間の人だつて、大きく言えばそうだと思う。それにかかわらず、日本国内ならば義務教育は、これ、ただにしなければいけませんね。しかし、外国にいるからただ援助すればいいんだと思う。私は誤りだと思うんですよ。ただ、散らばつていますから、全世界に。ですか、日本国内にいるように同じ扱いはできぬかもしれない。しかし、少なくとも國の責任でこれは義務教育はすべきものだと思うんですよ。そういう観点からいきますと、かりに国内ならば、各市町村が設置責任者ならば、海外の場合、それができないなら國が設置責任者になつてやるとか、法的に私は特例を設けるなり何なりして、國が責任

を持って子弟の教育はすべきものじゃないですか。そうでなければ、安心して、あなた、國を代表して在外公館に勤務するとか、あるいは民間の諸君であれば、これはなるほど企業の代表ではありますけれども、やはり資源の買付けあるいは商品の買付け等で行くわけでありますから、そういうことに私はすべきものだと思うんです。いま法が不備ならば改めてしかるべきだと私は思うんだが、どうですかね。

それから私ども聞いてみますというと、たとえば香港で聞いた月約一万一千円ぐらいかかる、ラスベラムズで聞きましたら年間十五万ぐらいかかるというから、大体平均月一万一千円から二千円ぐらいかかるつていい。なぜ海外における者だけ、これだけの義務教育に金をかけなきやならぬのか。これは根本的に私は外務省も文部省もひとつ考へを改めてもらいたいと思う。

それからあわせて、ここに行つてある先生であります、これもきょうは香港の例、あるいはラスベラムズの例、あるいはブレトリアの例、いろいろあります。しかし、いずれにしても、行つている先生は、やめて行くか、休職で行くか、あるいは何かという休暇で行くか、研修という名目で行くか、まちまちです、扱いが。そして行つた先生方は、たとえばやめて行つた方々については何とかといふ休暇で行くか、あるいは休職で行けば、帰つてきてからはその休職期間中は年金通算になりませんから、したがつて、私が帰つたら、一体戻つたときの身分はどうなるんだとか、絶えずそういう心配ばかりまといつて、ほんとうの教育というものがなかなかできない状況にある。特にある校長先生なんかは、日本に置いてきた家族のことを考えればノイローゼになると言つた先生もおる。こういうことを考えれば、私はやっぱりこういう義務教育の特に先生ほど申し上げましたように、日本人が、現地の日本人会なり何なりがつくりまして、それを政府が実質的に応援していこうということでございまして、現在海外にあります学校もみなそういうふうな形で、外地におもむく先生に負担をかけな

いように、あるいは心配をさせないように、そういう配慮があつて私はいいのではないかと思うんですが、一体どうなりますか、これも。

○説明員(穗崎巧君) まず最初の、義務教育を海外で行なうのかどうかという問題についてお答えいたします。先ほど申し上げましたように、日本の国内法というものはあくまで日本の国にのみ適用されるのが原則でございまして、したがいまして、日本政府が海外において日本國の責任において義務教育を行なう立場にはないということでございます。これはたとえて申しますれば、かりに日本政府がある國に日本政府の名において学校をつくるということは、いわば向こうの國の主権を害するおそれがあるわけでございまして、したがいまして、現在海外にあります学校もみなそういうふうなことは、いわば向こうの國の主権を害するおそれがあるわけでございまして、したがいまして、そのとき文部大臣がおっしゃつたことが、たまたまそのときから始めるという意味ではございません。一番われわれが連絡しておりますことは、海外におきまして、いまの全日制の学校、その他補習校もござりますし、通信教育もございま

ら申しますと、義務教育ということではないにしても、義務教育に劣らない内容を持った教育を現地において実現するように努力しているわけでございます。

それから第二番目の学費の点でございますが、先ほど御指摘のありました香港それからラスベラムズはごく最近できたわけでございまして、これは実は学費の非常に高い場所でございます。通常は大体一人当たり月間三千円から五、六千円という程度におさまつているわけでございます。で、それほどおさまつていろいろ差がございまして、たとえば教材その他についても十分なことをするというような学校では、あるいはそういう学費が高くつくっている点があるかと存じます。通常はいま申しあげましたような金額でございますが、これらはわれわれが連絡をしているわけでございまして、将来そういう御要望に沿えるような時期が来ることを希望しております次第でござります。

それから三番目、最後におつしやいました、この一月十八日の毎日の記事でございますが、これはたとえて申しますれば、かりに日本政府がある國に日本政府の名において学校をつくる

上私は言ひませんがね。なぜ海外勤務者の子弟は

義務教育ができないんですか。なるほど、その国の主権を侵してまでやれなんということを言つてませんよ。しかし、日本人自体がやつたにして、國が責任を持つてやつぱり義務教育はやらせるべきものじやないです。たとえばイラスバルマスの例、私が行きましたから聞きました。授業料月一万五千円だと、そのほかにスクールバス二百五十万、あるいはいま裏にグラウンドをつくつておきましたから、それの改修費、あるいは校舎を今度持ちましたから、これの借り上げ料が月十五万だと、そういうものも、一気にいかぬにしても、それやこれや全部やると、ほとんど商社員の方々の寄付による、あるいは毎月子供をやってる方々の親が、月一万五千円から二万円ぐらい負担しなければ教育ができないという、こういう状況にあるんですよ。

それから学校の先生もここは三名行つてました。一人は沖縄から、一人は大阪から、一人はその他から。扱いが全部まちまちです。一人は退職して行つている。一人は休職で行つていて、一人は職免で行つていて。香港、またそうです。なぜ海外にある学校で自分の子供をやつて教育を受けたのに、そこへ来る先生が、派遣される府県によつてその扱いが違うんだらうか。疑問を持ちませんか。もしそういう扱いが違うなら、そうしてまた国がある程度のことをするというならば、私はいるある法律が不備なら特例を設けてもいいではありませんか。そして、たとえば府県の身分から文部省の身分に移すなら、國家公務員に移して派遣をするなら派遣をする。あるいはすべて研修なら研修でやると、なぜ府県ごとにこんなに身分が違うんですか。そして、たとえば日本国内において行つてしまえば、もし二年なり三年なりして帰ったときに一体その先生はどうなるんだろう、そんなことばかり絶えず考へているんですよ。休職で行つた先生は、私の退職年金は一体どうなる

んだらうかということを考えている。行つた先生は、若い人もおるけれどもかなりの年配の人もおられる。こういうことで、海外における勤務者の子弟の教育が満足にできると思ひますか、あなた方。だから、私は府県ごとにまちまちな扱いをさせないよう、法が不備ならば整備をしなさい。全部扱いが研修なら研修、職免なら職免、そういう形にあなた方すべきものじやないです。これがうなことは私も承知していますよ。ですから、これ以上申し上げませんが、この海外に勤務する者の、一体、特に義務教育にあるような方々の教育については、それは表面に出るか裏でやるかは別にいたしましても、國がやはり、國內と同様に、全責任を負つて子供の教育というものは行なうべきものなんだという前提のもとにこれからひとつやつてもらいたいと思うのですが、これはあらためて私は外務大臣にまた聞きますが、きょうは外務大臣おいでですから、ひとつ所管をする外務大臣としての見解を聞いておきたいと思う。

それからもう一つ、私ども言われた中に、高級学年といいますか、高校ぐらいの方々も絶えず迷つております。特に私は南アフリカ連邦に行つたときに、あそこはビザは五年しか出さないといふ。五年以上になると市民権を与えるなければならぬから、五年で全部切られるというのですね。そうすると、最大限いても五年で帰つてこなければならぬ。そうすると、子供はちょうど中学生から高校生に移るんだとか、あるいは高校在学中の者は、向こうでも高校の資格をとれないものの外に勤務する者によりましてはきわめて重要な課題になつてゐるんですね。やはり私は政府はこれにこたえなければならぬと思う。特に民間の人でありましても私はこたえなければならぬと思うんだが、これについて外務大臣からひとつ最後にお聞きをしたいと思う。

山岡莊八さんですか、対談をやつております。私もこれを見ておりました。田中總理は、ある意味で言うならば、小中学校の先生は裁判官より重要だと言う。それだけ小中学校の先生が重要ならば、いまの扱いは一体どうだらうか、さらに私は

事を持つてゐる先生から習う子供は一体どうなつてくるんだろうか、小中学校の教育が重要だといふのはもつとやつぱり重要だと思う。特に外国の場合は取り返しがつかない、国内のようにすぐどうでもこうでもできないのですから。そういう意味では私はひとつ慎重にやつてもらいたい。法改正等も含めまして、外務大臣の見解を聞いておきたいと思う。

○國務大臣(大平正芳君) 義務教育制度を海外に実行するという問題、これは法律問題、立法政策上の問題でございまして、私にもわかるに確たる御返答はできませんけれども、実態は、国内で義務無償の原則で実行しておるよう、実態的には同じような責任を持つてやるべきじゃないかという趣旨と持つてあります。そういう立場に沿つてわれわれといたしましても今まで努力してまいりましたけれども、その改善につきまして、一そら文部省とも御相談いたしまして努力してまいりたいと思います。

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。

よつて本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔速記中止〕

○委員長(寺本広作君) 速記を起してください。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十分散会

速記をとめて。

二月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の国家管理反対に関する請願(第一二四九号)(第一二五〇号)(第一二五一号)

(第一二五二号)(第一二五三号)(第一二五四号)(第一二五五号)(第一二五六号)(第一二五七号)(第一二五八号)(第一二五九号)

第二二四九号 昭和四十九年二月九日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 福島県郡山市愛宕町九ノ五 新田紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五〇号 昭和四十九年二月九日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道江別市豊幌四一九 長尾泰

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

生外三十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五一号 昭和四十九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

紹介議員 加藤 進君
請願者 札幌市南区藤野三区四三四 川原
悟朗外百二十九名

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五二号 昭和四十九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

紹介議員 春日 正一君
請願者 東京都国分寺市本町一ノ六ノ二
山下泉外二十九名

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五三号 昭和四九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

紹介議員 河田 賢治君
請願者 大分県大野郡大飼町田原渡無瀬
村上里子外二十四名

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五四号 昭和四九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

紹介議員 香脱タケ子君
請願者 大分県中津市大塚二三ノ二 松木
公望外二十四名

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五五号 昭和四十九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 大分県大野郡犬飼町 村上久子外
二十四名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二五六号 昭和四十九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 橋本富美子外二十四名

第一二五七号 昭和四十九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 塚田 大願君
橋本富美子外二ノ一ノ三二

第一二五八号 昭和四十九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 東京都葛飾区青戸三ノ三〇ノ九
小林ミエ子外十五名

第一二五九号 昭和四十九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 熊本県八代市三楽町三ノ四 澤誠
也外二十四名

第一二六〇号 昭和四十九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 中尾美佐子
星野 力君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一二六一號 昭和四十九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 大分市六坊町二三組 中尾美佐子
外二十四名

第一二六二號 昭和四十九年二月九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。